

秋田県地域における見守り等の支援活動に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社そごう・西武（以下「丙」という。）とは、秋田県内の市町村の地域における見守り等の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式による展開においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を運営しており、本協定についての乙の推奨を応諾したオーナーが本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者の安全確保、孤立化の防止及び雇用の促進並びに児童及び障害者等の安全確保を図るため、次に掲げる活動（以下「地域における見守り等の支援活動」という。）について、甲、乙及び丙が相互に協力することにより、地域で支え合う仕組みづくりを強化することを目的とする。

- (1) 高齢者、児童、障害者等の生活の見守り活動
- (2) 認知症サポーターの養成
- (3) 高齢者の雇用の推進

（甲の責務）

第2条 甲は、各市町村及び関係機関等に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、地域における見守り等の支援活動の円滑な実施について、乙（セブン-イレブン店を含む。）と各市町村との協力関係を構築するため、必要な支援を行う。

（乙及び丙の責務）

第3条 乙及び丙は、県内の自己の事業所に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、別記の取組について各市町村と協議し、合意に至った場合には当該取組を誠実に実行する。

- 2 前項の取組に係る経費は、乙及び丙の負担とする。
- 3 乙は、県内のオーナーが経営するセブン-イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ、当該取組を実行することを推奨する。

（免責）

第4条 乙（セブン-イレブン店を含む。）及び丙は、別記の連絡等を行うことができなかった場合であっても、また、別記の連絡等を行ったことにより紛争が生じた場合であっても、それらの責任を負わない。

（個人情報の保護）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、地域における見守り等の支援活動の従事者でなくなった後も同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間更新し、以後も同様とする。

（協定の変更）

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 28年 11月 2日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事  
佐竹 敬久 印



乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長  
古屋 一樹



丙 東京都千代田区二番町5番地25  
株式会社そごう・西武  
代表取締役社長  
林 拓二



別記（第3条関係）

- 1 乙（セブン-イレブン店を含む。）は、それぞれが行うお届けサービス、事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り等の支援活動に協力する。
- 2 丙は、丙が行う事業所での販売などの通常の業務全般を通じて、地域における見守り等の支援活動に協力する。
- 3 乙（セブン-イレブン店を含む。）は、お届けサービスで個人宅等を訪問する際、訪問途中及び訪問先で次に掲げる異変等を発見した場合は、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われるときは、別に甲が提供する市町村の連絡先へ連絡を行う。
  - （1）配達時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がないとき。
  - （2）郵便受けに新聞や郵便物がたまっているとき。
  - （3）日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でも、カーテンが閉められておらず、人影も確認できないとき。
  - （4）頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がしたり、泣き声がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
  - （5）その他、深夜の徘徊などの異変等が発生していると推測できる状況のとき。
- 4 倒れている人を発見した場合など、緊急性が高いと思われる場合には、乙（セブン-イレブン店を含む。）及び丙は、救急車の手配や警察への連絡を行う。
- 5 乙及び丙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、認知症サポーター養成に取り組むとともに、認知症の人が行方不明になった場合、早期発見・保護を図るため、市町村等からの通報を受けて、通常業務に支障のない範囲で協力する。
- 6 乙及び丙は、高齢者の雇用に努める。
- 7 乙及び丙は、本取組を通じて地域活動支援に取り組む。